平成19年度 総合評価書(要旨)

評価実施時期:平成	₹19年10月~12月		担当部月	司名:取引部下請取引調査室
	 ルールある競争社会の推進			政策体系上の位置付け
施策名	・下請法違反行為に対する措置 −役務委託等の下請取引分野における		●の影響について−	【政策】公正かつ自由な競争の促進 施策 2 ルールある競争社会の推進 2-2(2) 下請法違反行為に対する措置
施策の概要				業者に対する調査・検査)を行い、違反行 法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及
施策との言とを表すると言語を表すると言語を表すると言語を表すると言語を表示を表示といる。	と下下〇表為告と (〇て法め〇5に為果〇請が (〇反うした下〇すす)取事請る未公え 対の託機に態すて 事発行 時事の書親の引事一の大事の書籍の引事の書類の記機に態すて 事発行 けいた のこ委な対を見ていて法がり な約を果てり請 にの未 者観法うな施にういな うり取事請る未公え 対の託機に態すて 事発行 情を、ど具を事いあ下り者とにをれ)下ことて違ど認しら者行的 方者未面事下の業の書親の引事一を が点のな運策とした下〇東の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	は は は は に に に に に に に に に に に に に	こ一条にず事にて 忍い忍 んみんを 犬当っ トるむ こが真これスすとす事に対 識正識 の・弱票 況程定 分と積ま周ある等いもるに影者請す は取し 親密のは に度の にこ極た知る等いを大きが、大測対業 割員り 者動、法 て意を し今活請こ うはかさが、大測対業 割員り 者動、法 て意を し今活請こ うはのれあ違き可象者 超会 がを勧違 を果 た後用事と 講	弱い下方法とはない。 ままれたいでは、 を被と者をあるされる。 こことは、の表の表の、 をでは、 での主然がいる。 での主然がいる。 での主然がは、 での主然がは、 での主然がは、 での主ががいた。 での主ががいた。 でのようには、 でのようには、 でのようには、 でのようには、 でのかられるでは、 でのかられるでは、 でのかられるでは、 でのかられるでは、 でのかられるでは、 でのいいでは、 でいいでいないでいないでいないでは、 でいいでいでいでいないでいないでいでは、 でいいでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいない
	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)
関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策 (主なもの)		平成14年12月12日	(3)下請法の改 の措置】 「下請法の対象を	動を活性化するためのその他の事項 正等【次期通常国会に法案提出、平成15年度中にその他 一定の役務の委託取引に拡大する」
	経済財政改革の基本方針2007(閣議決 定)	平成19年6月19日	(業種横断的な共通	グラム

平成19年度 総合評価書 (要旨)

評価実施時期:平成19年5~6月,同年11~12月

担当部局名:経済取引局調整課

【具体的 版表】 ② 農協の不公正な取引方法等への対応強化【平成19年度措置】 (上記ガイドラインを)「確実に実施するべきである。そして、上記ガイド ラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、 農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれら の者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図るべきである。」

计画关心时期 . 干风	19年5年0月, 向年11年12月		1E 크 마/A	30 性外以71的例定的	<u>K</u>	
	 競争環境の積極的な創造			政策化	体系上の位置付け	
施策名	・規制改革分野における競争環境の - 「農業協同組合の活動に関する独占		作成・公表-	【政策】公正かつ自由施策3 競争環境の積 3-1 規制改革		備
施策の概要	「農業協同組合の活動に関す表し、当該内容について農業により、独占禁止法違反行為	協同組合(その)連合会も含む。			
	【施策の目標(目標達成時期	i)]				
	農協ガイドラインを作成・法に対する遵守意識を向上されて 由な競争を促進する。 【評価結果の概要】					
	(必要性) 農協について,これまで法 法についての理解が十分浸透 る。この点について,「規制 進に関する第3次答申」にお ろ,本施策については,農協 然に防止するとともに,農業 できる。	しておらず, 同 改革・民間開放 いては, 農協力 の独占禁止法に	引法に関する認 対推進3か年計 ゴイドラインの1 二対する遵守意	識が必ずしも十分で 画(再改定)」及び 作成及びその周知の 識を深め,農協によ	だはなかったことが挙げり (「規制改革・民間開放の (の要性が盛り込まれた。 (る独占禁止法違反行為:	られたとを
施策に関する評価結 果の概要と達成すべ き目標等	(効率性) 〇農協ガイドラインについて 頼」,「プレスリリース」, による全都道府県に対する農 する説明会に参加した農協戦 、公表について認識して 農協ガイドラインの内容に で説明会を実施することがで を活用する等,説明会開催に ことができた。	「公正取引委員協がイドラインはがイドラインをできる。 員のうとから、特にる周知活動に 係る周知活動にきた。当該説明	会及び農林水 いの周知」といいの者が、 ・ 4%の者が、 持段のコストを引 こついては、数で では、当なの開催に当れ	産省のホームページの方法で行法で行いていたが、説明ない方法で開催い方はのというとのというとのとなりでは、農林水産	ジへの掲載」,「農林水店 ころ、農協ガイドラインI いら農協ガイドラインので 、周知できたと考えられる 長め,7割近くの農協に 質者と協力して,合同庁行	産に作る対舎
	(有効性) 〇アンケート調査の結果,農わかり易い」との回答47.5、2%を上回っているものの農協ガイドラインによる独協の74、8%が、未然防止したことから、多少なりる。	2%が「わかりの、過半数に達 の、過半数に達 ら禁止法違反行 に「資するもの 農業分野におけ) づらい」又は 重しなかった。 5為の未然防止!) である」又は ける独占禁止法	「どちらかというと については、アンケ 「どちらかというと 違反行為の未然防止	:わかりにくい」との回行 rート調査の対象となった : 資するものである」と[上に資するものとの認識)	答 1 た農 回が
	○アンケート調査の対象となっいてのコンプライアンス・ラインの作成・公表及び周知○アンケート調査の対象となした」又は「周知する予定で協の独占禁止法に対する遵守法と考えられる。	マニュアルの作 は有効に作用し った農協の87 ある」と回答し	F成又は見直し(,たと考えられ・ '. 9%が,独, ,たことから, ,	の必要性の認識を有る。 占禁止法上問題とな 農協ガイドラインの	『したことから,農協ガー 『る行為を農協内部に「『 『作成・公表及び周知が,	イド周知
	(反映の方向性) 農協における独占禁止法に らえて支援していく必要があ 種ガイドラインを説明する際	る。また、必要	更に応じて農協:	ガイドラインの見直	こしを検討するとともに,	
	施政方針演説等	年月日		記載事項(持	 友粋)	
関係する施政方針演	「規制改革・民間開放推進3か年計 画(再改定)」(閣議決定)	平成18年3月31日	「独占禁止法上の	野の改革) 宅分野 Eな取引方法等への対応	áするおそれがある農協の行為	きを示
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)			10 農業分野 (4)農協経営の 【具体的施策】	る具体的な規制改革 透明化、健全化について な取引方法等への対応強		

「規制改革・民間開放の推進に関す る第3次答申」(規制改革・民間開 本成18年12月25日 放推進会議)

総合評価書

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策

ルールある競争社会の推進

下請法違反行為に対する措置

- 役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響に ついて-

【具体的内容】

下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(親事業者に対する調査・検査)を行い、違反行為が認められた場合等には、その排除のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講じる。

2. 施策等の目的

下請法違反行為を未然に防止することにより、下請取引の公正化を図る。

3. 評価の実施時期

平成19年10月~12月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

平成15年6月の下請法の改正により、情報成果物作成委託及び役務提供委託 (以下「役務委託等」という。)の分野の下請取引が下請法の対象となるととも に、国民に対する情報提供及び下請法違反の未然防止等の観点から、勧告事案 について弾力的に公表を行えるよう規定の整備が行われた。

同改正法は、平成16年4月から施行されているところ、下請取引を行っていると 見込まれる親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査(以下「定期 書面調査」という。)などの①役務委託等の分野の下請取引における下請法違反 行為を排除するための必要な取組、及び改正下請法により可能となった②下請法 違反行為に対する勧告事案について弾力的に公表を行う取組について、以下のよ うな観点から、本施策の効果に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出 するとともに、改善を図る。

- (1) これらの取組は、下請法違反行為を未然に防止し、下請取引の公正化を図るために必要か(必要性)。
- (2) これらの取組は、下請法違反行為を未然に防止し、下請取引の公正化を図る上で有効であったか(有効性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・ 平成19年度親事業者調査回答者のうち、役務委託等の分野の下請取引を行っている親事業者に対するアンケート調査
- ・ 平成16年度から平成18年度までの間に役務委託等の分野の下請取引において勧告を受けた親事業者と下請取引を行った下請事業者に対するアンケート調査

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 親事業者に対するアンケート資料
- 下請事業者に対するアンケート資料
- 外部シンクタンクが行った集計・分析結果

7. 施策の実施状況

(1) 役務委託等の分野の下請取引における下請法違反行為を排除するために必要な取組

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被 疑事実についての申告が期待できないことから、役務委託等の分野の下請取 引における下請法違反行為を排除するための必要な取組として、従来から、製 造委託及び修理委託(以下「製造委託等」という。)の分野について定期書面調 査を実施するなどして、下請法違反行為の早期発見に努めてきた。平成16年 4月の改正下請法の施行以後は、これに加え、役務委託等の分野において下 請取引を行っていると見込まれる親事業者及びその下請事業者についても、書 面調査を実施する取組を行っている。

表1 書面調査の状況

	年 度	親事業者調査(社)	下請事業者調査(名)	
	16	30, 932	170, 517	
_	製造委託等	18, 143	124, 080	
内	役務提供委託	7, 359	22, 646	
訳	情報成果物作成委託	5, 430	23, 791	
	17	30, 991	170, 878	
_	製造委託等	18, 145	124, 438	
内	役務提供委託	7, 397	22, 340	
訳	情報成果物作成委託	5, 449	24, 100	
	18	29, 502	162, 521	
_	製造委託等	17, 601	118, 974	
内	役務提供委託	6, 980	24, 650	
訳	情報成果物作成委託	4, 921	18, 897	

(2) 下請法違反行為に対する勧告事案について弾力的に公表を行う取組 公正取引委員会では、改正下請法が施行された平成16年度以後平成18 年度までの間に、前記取組等を通じ発見した違反事件に対し、25件の勧告・ 公表を行っている。このうち、役務提供委託の分野の下請取引に係る勧告・公 表は6件、情報成果物作成委託の分野の下請取引に係る勧告・公表は2件で ある。

前記勧告は、いずれも下請事業者の責に帰すべき事由がないのに、親事業者が下請事業者に支払うべき下請代金を減額した事件であるため、公正取引委員会では、下請法違反行為を行った親事業者に対し、当該違反行為を排除し、再発防止策を講じさせる措置に加え、下請事業者に対し不当に与えた不利益を原状回復させるための指導(減額分の返還指導)を行っている。

表2 勧告・公表及び返還指導の状況

	年 度	勧告•公表件数(社)	返還指導額(万円)	返還対象 下請事業者数(名)
	16	4	25, 757	1, 196
	製造委託	4	25, 757	1, 196
内	役務提供委託	0	0	0
訳	情報成果物作成委託	0	0	0
	17	10	91, 928	2, 823
_	製造委託	5	58, 764	1, 901
内	役務提供委託	3	29, 435	454
訳	情報成果物作成委託	2	3, 729	468
	18	11	58, 138	4, 385
_	製造委託	8	44, 630	1, 933
内	役務提供委託	3	12, 725	35
訳	情報成果物作成委託	0	783	2, 417

8. 評価

(1) 必要性

ア 役務委託等の分野の下請取引における下請法違反行為を排除するために 必要な取組

我が国においては、近年、経済のソフト化・サービス化、IT化、規制緩和の進展等に伴い、役務についての取引の比重が増大しているところ、役務の委託取引における優越的地位の濫用の問題が指摘されていた。

このような認識の下,公正取引委員会では,平成14年9月2日より,学識経験者,実務経験者等で構成する企業取引研究会を開催し,下請法の在り方に

ついて幅広い観点から検討を行ったところ、同年11月27日、役務の委託取引を下請法の対象とすべき等を内容とする提言がなされた。

また、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)においても、「下請法の対象を一定の役務の委託取引に拡大する」ことを検討すべきとされた。

これを受けて、公正取引委員会は、役務委託等に係る下請取引を下請法の対象とすべく作業を行ってきたところ、平成15年6月12日、プログラムの作成等役務に係る下請取引を下請法の対象として追加すること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」が国会で成立し、平成16年4月1日、同法が施行された。

下請法違反行為が行われた場合,資金面等において体力の弱い下請事業者は重大な不利益を被ることとなり,事後的な措置により救済しえないケースも想定されることから,公正取引委員会としては,新たに下請法の対象とされた下請取引分野について,下請法違反行為を排除する必要があることは当然であり,また,親事業者及び下請事業者が下請法についての認識を深めることにより,違反行為の未然に防止を図る必要がある。

よって、新たに下請法の対象となされた役務委託等分野について、下請法違反行為を排除するために必要な取組によって、下請法違反行為の未然防止を図る必要があると評価できる。

イ 下請法違反行為に対する勧告事案について弾力的に公表を行う取組

公正取引委員会は、①下請法の運用状況についての国民に対する情報提供,及び②下請法違反行為に対する事業者の予測可能性を向上させることによる下請法違反の未然防止の観点から、下請法違反行為について、弾力的に公表を行えるよう規定の整備を行ったところ、下請事業者に及ぼす影響が大きいと考えられる事案等を積極的に勧告・公表することにより、親事業者の下請法違反行為を未然に防止し、下請取引の公正化を図るための取組を行っている。

平成16年4月以降に、新たに下請法の対象とされた役務委託等の下請取引分野についても、他の下請取引分野と同様に、積極的に勧告・公表することにより、親事業者の下請法違反行為を未然に防止する必要があることは当然であり、かつ、新たに対象となった分野であるからこそ、勧告・公表を行うことにより、下請法違反行為に対する事業者の予測可能性を向上させる必要が高いものと考える。

よって、役務委託等の下請取引分野において、下請法違反行為に対する勧告事案を弾力的に公表することによって、下請法違反行為の未然防止を図る必要があると評価できる。

(2) 有効性

公正取引委員会は、下請事業者に重大な不利益を与える親事業者の下請法違反行為に対して、積極的に勧告・公表を行う等、下請法を厳正に運用し、親事業者による当該違反行為を排除し、下請事業者の利益を回復するために必要な措置を講じさせる等、業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する取組を行っているが、当該取組の結果、業界全体に対する下請法違反行為の未然防止が果たされるか否かについて、これを数量的・実証的に把握することは困難である。

このため、役務委託等の分野の下請取引を行っている事業者のうち、平成19年度に定期書面調査の対象となった親事業者及び改正下請法が施行された平成16年度以後同18年度までの間に役務委託等の分野の下請取引に関し勧告を受けた親事業者8社から減額相当額の返還を受領した下請事業者に対し、アンケート調査(①調査対象親事業者 150社 回答数85社、②調査対象下請事業者 399社 回答数69社)を行い、「自社が下請法の対象となることについての認識状況」、「どのような行為が下請法違反行為に該当するかについての認識状況」及び「親事業者の下請事業者に対する行為の改善状況」から、役務委託等の分野の下請取引における下請法の運用及び処理の影響を把握することにより、①役務委託等の分野の下請取引における下請法違反行為を排除するために必要な取組、及び②下請法違反行為に対する勧告事案について弾力的に公表を行う取組が、下請法違反行為を未然に防止し、下請取引の公正化を図る上で有効であったかを評価した。

ア 自社が下請法の対象となることについての認識状況

公正取引委員会は、役務委託等の分野の下請取引における下請法違反行為を排除するための必要な取組として、下請取引を行っていると見込まれる親事業者及びその下請事業者を対象に定期書面調査を実施することにより、下請法違反行為の早期発見に努めているところである。

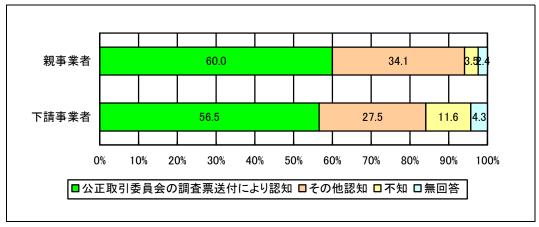
アンケート調査により、下請法の認識状況について調査を行ったところ、改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった役務委託等の分野の下請取引を行っている親事業者にあっては、9割を超える数の事業者が、また、これら親事業者と取引関係のある下請事業者にあっては8割を超える数の事業者が、それぞれ、自社が下請法の対象となる下請取引を行っていることを認識している。また、当該親事業者及び下請事業者のうち、約6割の事業者は、公正取引委員会から定期書面調査の調査票の送付を受けて、自社が下請法の対象となる委託取引を行っているということを認識していることから、自社が下請法の対象となることについての認識を向上させるに当たって、定期書面調査が、主翼を担っている状況がうかがえる。

また、役務委託等に係る下請取引は、平成16年4月以降に、新たに下請法

の対象とされた分野であり、当該分野における下請法違反行為の未然防止のためには、新たに下請法の対象となる親事業者及び下請事業者に対する下請法に対する認識の向上等の普及・啓発が急務と考えられるところ、例年、1万社以上の親事業者及び4.5万社前後の下請事業者を対象として実施している定期書面調査は、規制対象となる事業者が広範にわたる下請法についての認識の向上を図るに当たって、きわめて有効な機能を果たしている。

図1 自社が下請法の対象となる下請取引を行っていることの認識状況

(単位:%)



イ どのような行為が下請法違反行為に該当するかについての認識状況

アンケート調査の結果、親事業者においては、約75%事業者が、どのような 行為が下請法違反行為に該当するか認識していたが、下請事業者においては、 約45%にとどまる状態にあり、今後、一層の普及・啓発活動を行うことにより、 認識度の向上を図る必要性が認められる。

なお、下請法違反行為について認識していると回答してきた親事業者及び下請事業者に対して、同時に、「どのような方法で知ったか」について、調査を行ったところ(複数回答可)、親事業者にあっては、公正取引委員会等が行う講習会によって知ったと回答する者が最も多く約62%であり、勧告・公表及び調査票によって知ったとする者(重複回答除く。)は、約38%にとどまった。一方、下請事業者においては、公正取引委員会等が行う講習会によって知ったと回答する者が約16%であったが、他方で勧告・公表及び調査票によって知ったとする者は70%弱(重複回答除く。)との結果となった。

このことから、勧告・公表及び調査票による下請法違反行為の認識に係る普及・啓発は一定の効果を認めることができるものと考えるが、全体として下請事業者の下請法違反行為についての認識が低く、また、親事業者と下請事業者で、下請法違反行為の認識を得る機会にばらつきも見られることから、下請法

違反行為の未然防止の観点から、今後、より有効な普及・啓発手法を検討し、 下請法違反行為の認識の一層の向上を図る必要がある。

図2 下請法違反行為の認識状況

(単位:%)

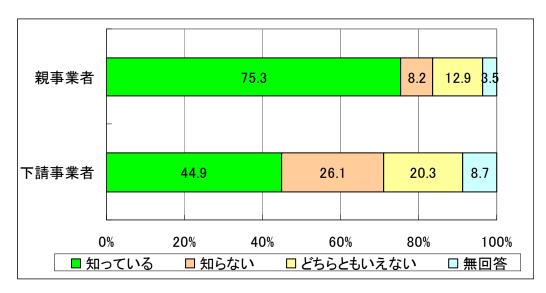
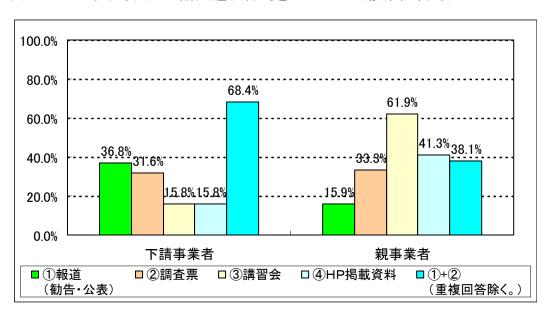


図3 どのような方法で下請法違反行為を知ったか (複数回答可)



ウ 親事業者の下請事業者に対する行為の改善状況

役務委託等の分野の下請取引を行っており、当委員会から勧告・公表の対象となった親事業者8社のうち、本アンケートに回答した6社は、いずれも、公正取引委員会からの勧告・公表の後、下請事業者との取引時に下請法遵守をより心がけるようになったと回答しており、勧告・公表の直接的な有効性が認められた。

これら親事業者が採った措置を具体的にみると、「全営業所へ再発防止の 指示を出す」、「関係担当者への研修を実施」、「支払条件の見直し」、「発注書 の発行義務付け」、「定期的な社内監査の実施」、「発注システム構築のもと、 発注書を統一」等の再発防止策を講じている状況が認められた。

また、これら親事業者は、「下請法に則った契約書面と都度交付を義務化する」、「禁止事項を遵守する」、「下請代金の支払が遅延しないように心がける」、「親事業者の義務、禁止事項等の再確認により下請事業者の立場への理解を深める」、「発注票、契約書等の書面作成時、必要事項が記載されているか内容を注意深くチェック」等、勧告の内容(下請代金の減額)以外の事項についても下請法の認識を深め、下請事業者との取引時に、下請法遵守をより心がけるようになっていた。

このことから、勧告・公表の対象となった親事業者については、下請法違反 行為の再発防止のため、自発的に相当程度の注意を払っている事実が認められ、勧告・公表が、将来的な違反行為を未然防止するために一定の機能を果 たしているものと考えられる。

エ 有効性の評価

以上のことから、公正取引委員会の①役務委託等の分野の下請取引における下請法違反行為を排除するために必要な取組、及び②下請法違反行為に対する勧告事案について弾力的に公表を行う取組は、新たに下請法の対象となった役務委託等の下請取引分野における下請法違反行為の未然防止に有効な影響を与えたものであったと評価できる。

しかしながら、どのような行為が下請法に違反するかという下請法の具体的な 内容についての認知状況はそれほど高くない状況がうかがえたところ、下請法 違反行為の未然防止の観点から、今後、一層の普及・啓発活動を行うことにより、 改善を行う必要がある点として挙げられる。

なお,前記のとおり,定期書面調査には,下請法の普及・啓発において極めて 有効な機能が認められているところ,公正取引委員会では,平成19年度の定期 書面調査から,どのような行為が下請法上問題となるかを確認した上で親事業 者と下請事業者の間の下請取引の状況について回答させる等の工夫を当該調 査の調査票に施しており,従来,下請法違反行為を早期に発見するための役割 を担ってきた定期書面調査に,下請法の内容を周知させ,同法の普及・啓発に 積極的に役立てる役割も担わせることとしたところである。

これにより、新たに下請法の対象となった役務委託等の分野の下請取引のみならず、従前から下請法の対象とされていた製造委託等の分野の下請取引においても、より有効な下請法に係る普及・啓発が見込まれるところ、一層の下請法違反行為の未然防止効果が期待できるところである。

(3) 今後の課題(政策への反映)

昨今の厳しい経済状況による親事業者の下請事業者に対する下請法違反行為については、積極的かつ迅速にこれを排除していく必要性がある。

今回の政策評価においては、①役務委託等の分野の下請取引における下請 法違反行為を排除するために必要な取組、及び②下請法違反行為に対する勧 告事案について弾力的に公表を行う取組について、役務委託等の分野の下請 取引における下請法違反行為の未然防止を図る観点から評価を行ったところ、 一定の効果は認められたが、下請事業者における下請法違反行為に対する認 識が十分ではなかったことから、下請法違反行為の未然防止を図る観点から、 より有効な下請法に係る普及・啓発活動が望まれるところである。

親事業者及び下請事業者が下請法の内容を十分に理解した上で、下請取引が行われることは、下請法違反行為の未然防止を図る観点から不可欠であるところ、今後、公正取引委員会は、多量かつ広範囲に調査を行う定期書面調査を下請法の普及・啓発のため積極的に活用するとともに、厳正な措置を行った結果として、親事業者がどのような取組を行ったか、また、下請事業者が受けた不利益がどのように回復されたか等の下請法の具体的な運用効果を積極的に周知することにより、下請法違反行為を未然に防止し、下請取引の公正化を図る施策を継続する必要がある。

また,下請事業者は親事業者に比べ,公正取引委員会等が行う講習会で下請法違反行為についての認識を有するケースが少ないという結果が見られたところ,今後は,下請事業者向けの講習会の開催や下請事業者向けのパンフレットを作成することにより,下請法に対する普及・啓発を推進することも考えられる。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	〇 下請事業者に対し、公取委への申告がその後の不利益的取扱
	いにはつながらない点をアピールすることは確度の高い端緒を得
	る上で重要である。
小西委員	〇 下請法違反行為の場合,その特性から公取委の端緒把握・勧
	告に至っていないケースがまだ相当あるものと思われ, 違反を防
	止する観点からは、下請業者自身が下請法の内容を十分理解で
	きるようにするための取組が重要である。
田中委員	〇 役務委託等の分野における下請業者の下請法に関する理解度
	の実態は,本評価書に示されているよりもさらに低いのではない
	か。今後実施するアンケート調査においては、単に内容の知・不
	知を問うのではなく、ケーススタディとして具体例を示して認識状

	況を問えば,より実態に近い認識状況を把握することができ,同
	時に下請法に関する認識もより深まるのではないか。
田辺委員	〇 定期書面調査に下請法の周知効果を持たせることは、同法の運
	用において重要なポイントであると思う。

総合評価書

担当課 調整課

1. 評価対象施策

競争環境の積極的な創造

規制改革分野における競争環境の整備

- 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表ー

【具体的内容】

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(以下「農協ガイドライン」という。)を作成・公表し、当該内容について農業協同組合(その連合会も含む。以下「農協」という。)に広く周知することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止する。

2. 施策等の目的

農協ガイドラインを作成・公表し、農協に広く周知することにより、当該内容について農協の独占禁止法に対する遵守意識を向上させ、違反行為を未然に防止することを通じて、農業分野における公正かつ自由な競争を促進する。

3. 評価の実施時期

平成19年5~6月, 同年11~12月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下の観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、農協による独占禁止法違反行為を 未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進す るために必要か(必要性)
- (2) 農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、効率的に行われたか(効率性)
- (3) 農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進する上で役立ったか(有効性)

5. 政策効果の把握の手法

農協ガイドラインの説明会参加者に対するアンケート調査(平成19年5~6月)

・ 農協に対する独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート 調査(平成19年11~12月)

6. 評価を行う過程において使用した資料

- 農協ガイドラインの説明会の開催状況(表1)
- ・ 農協ガイドラインの説明会参加者に対するアンケート結果(表2~4,6及び7)
- ・ 農協に対する独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート 結果(表5,8~11)

7. 施策の実施状況

独占禁止法違反行為を未然に防止し、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進するため、平成19年4月18日、公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる農協の行為を具体的に示した農協ガイドラインを作成・公表した。農協ガイドラインは、農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにすることによって、農協による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てようとするものである。

また、農協ガイドラインの内容について、できるだけ多くの関係者に広く周知するため、同年5月及び6月に、全国10都市(札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、岡山市、高松市及び熊本市。以下同じ。)において、農林水産省と共同で農協ガイドラインに関する説明会を開催した(表1)。当該説明会では、農業協同組合法と独占禁止法との関係、農協ガイドライン本文、並びにパブリックコメントにおいて寄せられた意見及びそれらに対する考え方等について説明し、質疑応答を行った。さらに、公正取引委員会の職員が、農協等の実施する研修会に講師として参加し、農協ガイドラインの周知を図った。

(表1) 農協ガイドラインの説明会の開催状況

開催都市名	開催日(平成19年)	参加者数
札幌市	5月25日	399名
仙台市	6月12日	390名
さいたま市	5月23日	329名
東京都	6月15日	568名
金沢市	5月14日	163名
名古屋市	5月18日	175名
大阪市	5月17日	221名
岡山市	6月 8日	269名
高松市	6月13日	187名
熊本市	5月30日	416名
合 計		3, 117名

8. 評価

まず、評価を行うに当たって、農協ガイドラインに関する説明会において、参加者に対してアンケート調査(参加者合計3,117名,有効回答2,498名,回答率80.1%であり、このうち、農協職員については、参加者合計1,695名,有効回答1,398名,回答率82.4%)を実施した。

また、同年11~12月、全国の農協に対して、農協ガイドラインの作成・公表に伴う独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート調査(調査対象866組合、有効回答711組合、回答率82.1%)を実施した。

(1) 必要性

農協については、これまで、独占禁止法違反行為又は同法違反のおそれがあった行為に関して、それぞれ法的措置又は警告が出されてきた。その要因として、農協内部において、独占禁止法についての理解が十分浸透しておらず、同法に関する認識が必ずしも十分ではないことが挙げられる。

この点について、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、「独占禁止法の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する」こととされた。さらに、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(平成18年12月25日 規制改革・民間開放推進会議)」において、上記ガイドラインを「確実に実施するべき」こと及び「上記ガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹

底を図るべき」旨が盛り込まれたところである。

このため、農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、農協の独占禁止法に対する遵守意識を深め、農協による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進するため、必要であると評価できる。

(2) 効率性

ア 農協ガイドラインの作成・公表及びその周知活動

平成19年4月18日に農協ガイドラインを作成・公表するとともに、その周知のため、農林水産省と協力して、以下の活動を実施した。

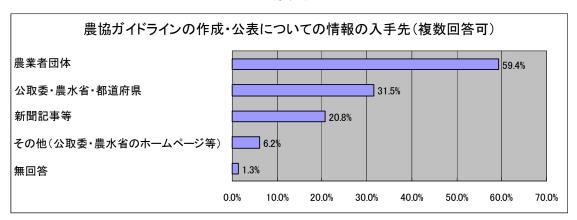
- 全国農業協同組合中央会等を通じた傘下会員への周知依頼
- ・プレスリリース
- ・ 公正取引委員会及び農林水産省のホームページへの掲載
- 農林水産省による全都道府県に対する農協ガイドラインの周知

農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、当該ガイドラインの作成・公表についての情報の入手先として、「農業者団体」との回答が59.4%、「公正取引委員会・農林水産省・都道府県」との回答が31.5%、「新聞記事等」との回答が20.8%、「その他」(公正取引委員会、農林水産省のホームページ等)との回答が6.2%であった(表2)。

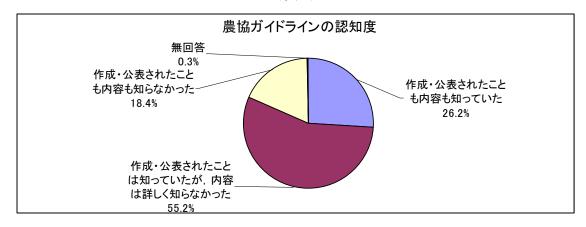
また、農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、農協ガイドラインに関する説明会の開催以前から「農協ガイドラインが作成・公表されたことも内容も知っていた」との回答が26.2%、「農協ガイドラインが作成・公表されたことは知っていたが、内容は詳しくは知らなかった」との回答が55.2%、「農協ガイドラインが作成・公表されたことも内容も知らなかった」との回答が18.4%であった(表3)。このことから、農協ガイドラインの作成・公表について、81.4%の高い認知度があったことが伺える。

以上より、農協ガイドラインの作成・公表について、特段のコストを要しない方 法によって、農協職員に認知させることができたと考えられる。

(表2)



(表3)



イ 農協ガイドラインの内容に係る周知活動 農協ガイドラインの内容に係る周知活動として

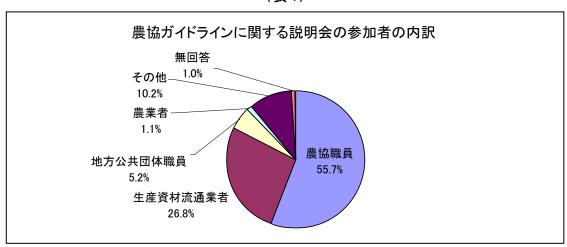
- ・ 全国10都市における農林水産省と共同による農協ガイドラインに関する 説明会の開催(表1)
- ・ 農協等が実施する研修会への公正取引委員会職員の講師派遣を実施した。

農協ガイドラインに関する説明会の参加者は、合計で3,117人であり、このうち、農協職員が55.7%、生産資材流通業者が26.8%を占めている(表4)。

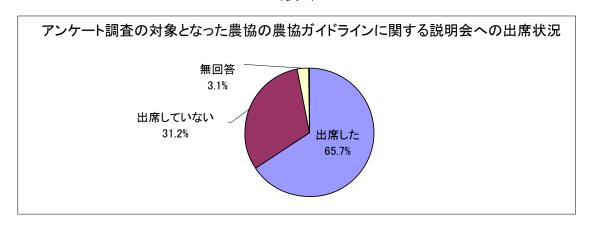
また、別途、独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート調査を行ったところ、調査対象となった農協のうち、農協ガイドラインの説明会に「出席した」と回答した組合が65.7%、「出席していない」と回答した組合が31.2%であった(表5)。

このことから、農協ガイドラインに関する説明会は、数多くの農協職員を集め、 当該説明会により、7割近くの農協に対して周知活動を実施することができた。 さらに、当該説明会の開催に当たっては、農林水産省と協力して、合同庁舎 等を活用する等、説明会開催に係るコストを抑えつつ、多くの関係者に農協ガ イドラインの内容を周知することができたと考えられる。

(表4)



(表5)



上記ア及びイを踏まえると、農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、おおむね効率的に行えたと評価できる。

(3) 有効性

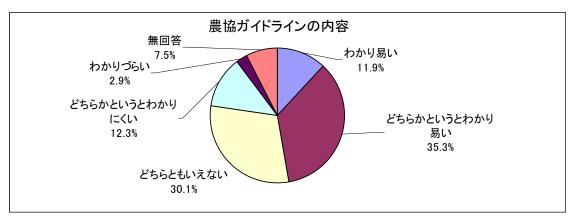
ア 農協ガイドラインの内容の評価について

農協ガイドラインの内容については、農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、「わかり易い」又は「どちらかというとわかり易い」との

回答が47.2%で、「わかりづらい」又は「どちらかというとわかりにくい」との回答15.2%を上回っているものの、過半数に達しなかった(表6)。

なお、農協ガイドラインの内容についての説明方法として、図解化した資料や個別事例ごとのQ&Aを用いれば、更に分かりやすくなるとする意見もあったことから、今後、農協ガイドラインの内容を説明する際には、これらの点に留意する必要があると考えられる。

(表6)

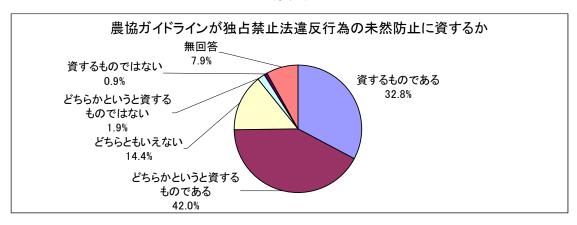


イ 農協ガイドラインによる農業分野における独占禁止法違反行為の未然防止 について

農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、農協ガイドラインが独占禁止法違反行為の未然防止に「資するものである」及び「どちらかというと資するものである」との回答が74.8%、「どちらともいえない」との回答が14.4%、「どちらかというと資するものではない」又は「資するものではない」との回答が2.8%であった(表7)。

このことから、農協ガイドラインが、多少なりとも農業分野における独占禁止法違反行為の未然防止に資するものとの認識が一般的であると考えられる。

(表7)

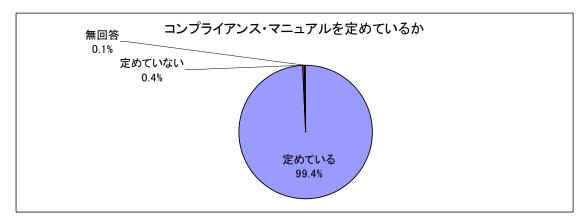


ウ 農協におけるコンプライアンス・マニュアルの作成について

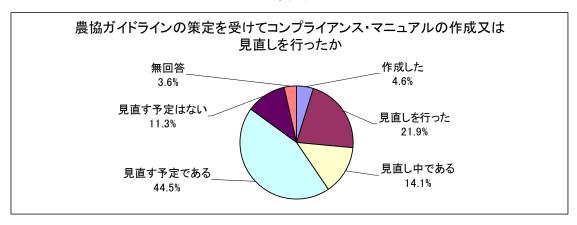
独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート調査の対象となった農協のうち、コンプライアンス・マニュアルを「定めている」と回答した99.4%の農協のうち(表8)、農協ガイドラインが策定されたことを受けて、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアルを「作成した」、「見直しを行った」又は「見直し中である」との回答が40.6%、「見直す予定である」との回答が44.5%、「見直す予定はない」との回答が11.3%であった(表9)。

アンケート調査の対象となった農協の80%以上が、農協ガイドラインの策定を受けて、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアルの作成又は見直しの必要性の認識を有したことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知が、農協におけるコンプライアンス・マニュアルの作成又は見直しの実施に当たり、有効に作用したと考えられる。

(表8)



(表9)



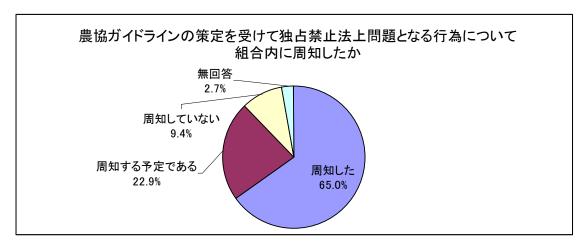
エ 農協内部に対する独占禁止法上問題となる行為の周知について

独占禁止法関係のコンプライアンスの取組についてのアンケート調査の対象となった農協のうち、農協ガイドラインが策定されたことを受けて、独占禁止法上問題となる行為について、農協内部に「周知した」又は「周知する予定である」との回答が87.9%、「周知していない」との回答が9.4%であった(表10)。

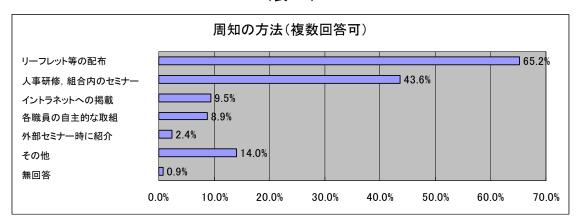
また、農協内部に対して周知した方法として、「リーフレット等の配布(回答率65.2%)」や「人事研修、組合内のセミナー(同43.6%)」を用いた組合が多かった(表11)。

このことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知が、農協の独占禁止 法に対する遵守意識を向上させ、同法違反行為を未然に防止する上で有効 に作用したと考えられる。

(表10)



(表11)



前記ア〜エを踏まえると、農協ガイドラインの作成・公表及び周知は、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進する上で、おおむね役立ったと評価できる。

(4) 今後の課題(政策への反映)

前記(1)~(3)を踏まえると、本事業は、農協の独占禁止法に対する遵守意識を向上させ、同法違反行為を未然に防止し、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進する上で一定の評価をすることができる。

今後の課題としては、農協における独占禁止法に対する遵守意識を徹底するため、公正取引委員会としても、様々な機会をとらえて支援していく必要がある。また、必要に応じて農協ガイドラインの見直しを検討するとともに、各種ガイドラインを説明する際には、より一層分かりやすい説明に留意する必要があると考えられる。

9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員から意見を聴取したところ、その内容は以下のとおりである。

柿崎委員	〇 農協による独禁法違反行為から直接不利益を被る者(農協の組
	合員や商系業者)を対象としたアンケート調査等を実施し, ガイド
	ラインの周知状況や効果を評価してはどうか。
小西委員	〇 ガイドラインの周知状況に係る評価に加えて、今後はガイドライ
	ンの機能面からの評価をしてはどうか。
田中委員	〇 農協の組合員を対象としたアンケート調査等を実施し、ガイドラ
	インの周知状況や効果を評価してはどうか。
	〇 ガイドラインの周知効果を検証するために、農協の担当者に対

	してケーススタディ形式でガイドラインの理解度を調査してはどう
	か。
田辺委員	O 本ガイドラインは運用開始後まだ間もないものであり、今回の評
	価内容は, 周知状況など入口として最低限のラインを調査すると
	いう点で適当なものであったと考える。